さくら通信

第１号
令和７年４月１５日
発行者　校長　榎田　慶一

桜丘小学校の学校教育目標
～共に学び合い、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成～
【本年度のスローガン】　・互いに認め合い、協力して活動する子ども
・児童・保護者に寄り添う職員集団
・キーワード　「桜丘プライド」「自己肯定感」「共感的理解」

「桜丘プライド」「自己肯定感」「共感的理解」～自分の良さに気づき表現できる子に～

令和７年度が始まりました。お子様の入学・進級おめでとうございます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本年度の教育活動におけるスローガンは、**「互いに認め合い、協力して活動するこども」「児童・保護者に寄り添う職員集団」**としました。スローガンのキーワードは**「桜丘プライド」「自己肯定感」「共感的理解」**です。**「桜丘プライド」**については様々な教育活動を通して、桜丘小学校やその校区の良さに気付き、人と人の結びつきの大切にし、自分自身や友達、家族等を大切にする心と態度を育てることを目標としています。桜丘小学校の児童であることに「自信」と「誇り」をもって生活できるように教育活動を行っていきます。

「自己肯定感」については、何事にもチャレンジ精神をもって取り組み、失敗してもあきらめず、目標を達成する事により、「やればできる」という思いをもてるようにすることが目的です。しかし、最近の子どもたちは自分の良さに気づかない、もしくは失敗を恐れたり、他人と比較したりして自分の良さを表に出さない子どもたちが増えています。「自己肯定感」は人生において待ち受ける困難から逃げずに前向きに歩んでいく原点になると思います。

「共感的理解」については、「互いに認め合う」ための必要な要素です。これは、児童どうし、教員と児童等、自分自身に関わる全ての人への理解です。「共感的理解」をベースとしてお互いを認め合う心を育て、安全・安心な学校を目指します。

しかし、目標を達成するためには、保護者の方・地域の方・学校が協力し、多くの目でネットワークを組んで、子ども達を見守り、子ども達にたくさんプラスの声をかけ、自信と実践力を育む必要があります。本年度も、全教職員一丸となって教育活動に取り組み、桜丘小学校・桜丘校区のよさ＝**「桜丘プライド」**を引き継いでまいります。今後も、温かいご支援をどうか宜しくお願い致します。

教職員の異動

転　出　（5名）	転　入　（3名）
個人情報保護の観点から、掲載を控えています。 ご了承ください。	

職員の組織

個人情報保護の観点から、掲載を控えています。 ご了承ください。	

ようこそ桜丘小へ

４月１１日（金）は入学式でした。新１年生の保護者の皆様、お子様のご入学、誠におめでとうございます。また、多くの皆様にお祝いいただきましたこと心より感謝申し上げます。桜丘小学校に２５名の可愛い１年生が入学しました。入学式では６年生が代表として、りっぱに歓迎の言葉や校歌を披露してくれました。

いよいよ全校児童１８８名が揃いました。イメージキャラクター「さくらん」と「さっくん」に込められた、いじめのない思いやりの心を大切に、一人ひとりが生き生きと輝く学校にしていきます。どうぞ、保護者の皆様のご理解とご支援を宜しくお願い致します。

（裏面もご確認ください）

教科書は、どうして無償（タダ）になったのでしょう？

今から60年くらい前の話です。高知市にNという半農半漁の村がありました。その村に住む人たちは、仕事らしい仕事に恵まれず、親たちの多くは、失業対策事業（失対）に出ていたそうです。その当時の「失対」は 1 日働いて 300 円でした。この親たちは、毎年 3 月を迎えるのがつらかったそうです。それは、子どもたちに教科書を用意してあげなくてはならないからです。教科書代は、小学校で当時約 700 円、中学校になると約 1200 円必要でした。「失対」で働く親たちにとっては、かなりの額でした。

そのころ、N村の親たちは、学校の教師と識字学級をしていました。識字学級では、「文字」を習うだけではなく、「人権や差別」について学習したり、「日本国憲法」についても学習したりしていました。この「憲法学習」をしているときに、憲法 26 条に「すべての国民は、法律に定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあることを学び、権利意識に目覚めていきました。N村の親たちは、教師、地域の人々に働きかけて、〈教科書をタダにする会〉を結成します。〈タダにする会〉は、集会を開き、署名活動をし、多くの団体にも働きかけていきました。たくさんの人々や団体・政党に支持され、様々な組織や機関などが支持を決定し、高知市議会も教科書を無償にするように内閣総理大臣や文部大臣あてに「意見書」を提出していきます。

この「闘い」は、N村の人たちだけではなく、全国の経済的に厳しい人たちの熱い要求もこもっていました。憲法にも合致したこの闘いは、国会でも大きな問題として取り上げられ、文部省は、1963 年 12 月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させました。